

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）（抄）（第二条関係）	8
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）	10
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第四条関係）	14
○ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（抄）（第五条関係）	18
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第六条関係）	20
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）（抄）（第六条関係）	26
○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）（抄）（第七条関係）	31
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）（第八条関係）	32
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）（第九条関係）	34
○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）（第九条関係）	35
○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）（第九条関係）	36
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）（第九条関係）	37
○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）（抄）（第九条関係）	38
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第十条関係）	39
○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）（第十一条関係）	40
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第十二条関係）	41
○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）（抄）	（抄）

	○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	43
		（第十三条関係）	
	○	著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）（第十三条関係）	44
	○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）（第十三条関係）	45
	○	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十三条関係）	46
	○	活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）（抄）（第十四条関係）	47
	○	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第十四条関係）	48
	○	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第十五条関係）	49
	○	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十五条関係）	50
	○	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）	51
		（第十五条関係）	
	○	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）（第十六条関係）	52
	○	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）	53
		（第十七条関係）	
	○	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令	54
		（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）（第十八条関係）	
	○	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特	55
		例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）（第十九条関係）	
	○	津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）（抄）（第二十条関係）	56
	○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十一条関係）	57

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表
 （第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（自立支援医療の種類） 第一条の二 法第五条第二十二項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。 一～三 （略）</p> <p>（市町村審査会の委員の定数の基準） 第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害支援区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認める数の第八条第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。</p> <p>（障害支援区分の認定手続） 第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があつたときは、同条第二項の調査（同条第六項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に</p>	<p>（自立支援医療の種類） 第一条の二 法第五条第二十三項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。 一～三 （略）</p> <p>（市町村審査会の委員の定数の基準） 第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害程度区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認める数の第八条第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。</p> <p>（障害程度区分の認定手続） 第十条 市町村は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があつたときは、同条第二項の調査（同条第六項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害程度区分に関し審査及び判定を求めるものとする。</p>

（傍線部分は改正部分）

通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。

(支給決定の変更の決定に関する読替え)

第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定(同条第四項の障害支援区分の変更の認定を含む。)のために必要があると認めるときは
(略)	(略)	(略)

(障害支援区分の変更の認定に関する読替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表

2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。

(支給決定の変更の決定に関する読替え)

第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定(同条第四項の障害程度区分の変更の認定を含む。)のために必要があると認めるときは
(略)	(略)	(略)

(障害程度区分の変更の認定に関する読替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表

のとおりとする。

(略)

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更に
更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「
受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあ
るのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変
更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項
の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二
項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項に
おいて準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決
定障害者等（法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等とい
う。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定
による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 (略)

一 (略)

二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及
び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労
働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに
第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であつて、次に掲げる
者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

のとおりとする。

(略)

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害程度区分の変
更に
更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「
受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあ
るのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変
更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項
の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二
項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項に
おいて準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決
定障害者等（法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等とい
う。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定
による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 (略)

一 (略)

二 支給決定障害者等（共同生活介護又は共同生活援助に係る支給
決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を
受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この
号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であ
つて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。）

イ・ロ (略)

三・四 (略)

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

(特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条 (略)

一 (略)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(次項において「居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は居住費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活援助を行う住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 (略)

イ 九千三百円

イ・ロ (略)

三・四 (略)

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

(特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条 (略)

一 (略)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。次項において同じ。)における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(同項において「共同生活住居費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は共同生活住居費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 (略)

(地域相談支援給付決定の申請に関する読替え)
 第二十六条の四 法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第 二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	次条第一項及び第二十二 条第一項の規定により障害支 援区分の認定及び同項に規 定する支給要否決定	第五十一条の七第一項に規 定する給付要否決定

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え)
 第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十条第 二項	前項の申請があったときは 、次条第一項及び第二十二 条第一項の規定により障害	第五十一条の九第二項の地 域相談支援給付決定の変更 の決定のために必要がある

(地域相談支援給付決定の申請に関する読替え)
 第二十六条の四 法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第 二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	次条第一項及び第二十二 条第一項の規定により障害程 度区分の認定及び同項に規 定する支給要否決定	第五十一条の七第一項に規 定する給付要否決定

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え)
 第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十条第 二項	前項の申請があったときは 、次条第一項及び第二十二 条第一項の規定により障害	第五十一条の九第二項の地 域相談支援給付決定の変更 の決定のために必要がある

	支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	と認めるときは
(略)	(略)	(略)

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用 次イ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

	程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	と認めるときは
(略)	(略)	(略)

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用 次イ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ（略）
二・三（略）

イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ（略）
二・三（略）

改正案	現行
<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</u></p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</u></p> <p>（共同生活援助に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び</p>	<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第二項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</u></p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</u></p> <p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び</p>

（傍線部分は改正部分）

社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十五項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。

社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

改正案	現行
<p>（随意契約） 第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五條第十一項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。） 、<u>同條第二十五項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）<u>、同條第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同條第七項</u>に規定する生活介護、<u>同條第十三項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同條第十四項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二條第一号</u>に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八條第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一條第一項</u>に規定するシルバー人材センター連合若し</p>	<p>（随意契約） 第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五條第十二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。） 、<u>同條第二十六項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）<u>、同條第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同條第七項</u>に規定する生活介護、<u>同條第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同條第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二條第一号</u>に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八條第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一條第一項</u>に規定するシルバー人材センター連合若し</p>

（傍線部分は改正部分）

くは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一款、第四章、第九十三条第一款及び第二款（同項に関する部分に限る。）並びに第一百五十一条第一項及び第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一

くは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一款、第四章、第九十三条第一款及び第二款（同項に関する部分に限る。）並びに第一百五十一条第一項及び第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一

及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、指定都市が設置する同法第五條第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章並びに第九十三条第二号（同項に関する部分に限る。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十

及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、指定都市が設置する同法第五條第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章並びに第九十三条第二号（同項に関する部分に限る。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十

一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同法第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一号の規定による自立支援医療費の支給等、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、中核市が設置する同法第五条第十一項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同法第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一号の規定による自立支援医療費の支給等、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十一項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）<u>第十七条第四号</u>に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当</p>	<p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十二項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）<u>第十七条第四号</u>に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当</p>

（傍線部分は改正部分）

該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一〜五（略）
②・③（略）

第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一〜五（略）
②・③（略）

第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二十四条の二十八第一項	法の規定中 読み替える 規定	総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者	読み替えられる字句	指定障害児相談支援事業者	読み替える字句															

(略)	第二十四条の二十八第一項	法の規定中 読み替える 規定	総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者	読み替えられる字句	指定障害児相談支援事業者	読み替える字句															

(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（身体障害者手帳交付台帳） 第九条（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準） 第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定す</p>	<p>（身体障害者手帳交付台帳） 第九条（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準） 第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定す</p>

（傍線部分は改正部分）

る生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

（共同生活援助に関する措置の基準）

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。

る生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

（共同生活介護等に関する措置の基準）

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設</p>

（傍線部分は改正部分）

設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2～7（略）

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2～7（略）

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	<p>織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>	(略)
-----	--	-----

(略)	<p>織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>	(略)
-----	--	-----

(略)	(略)				(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)				
(略)																						
(略)																						

(略)	(略)				(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)				
(略)																						
(略)																						

2
・
3

(略)

(略)

(略)

2
・
3

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設</p>

（傍線部分は改正部分）

設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2／6（略）

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条（略）

(略)									
(略)					(略)				
(略)									
(略)									

設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2／6（略）

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条（略）

(略)									
(略)					(略)				
(略)									
(略)									

第六十四条 第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第六十四条 第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)		(略)		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	
(略)															
(略)															

(略)		(略)		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	
(略)															
(略)															

○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）新旧対照表
 （第七条関係）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（随意契約） 第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。） 、<u>同条第二十五項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）<u>、同条第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十四項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二条第一号</u>に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一条</u>第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項</p>	<p>（随意契約） 第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。） 、<u>同条第二十六項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）<u>、同条第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二条第一号</u>に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一条</u>第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項</p>

（傍線部分は改正部分）

に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

2
4
四〇九（略）

に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

2
4
四〇九（略）

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
<p>2 （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p>	<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p>

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十七号）新旧対照表
 （第十条関係）

改正案	現行
<p>（延滞金を免除することができる範囲） 第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十三項</u>に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（延滞金を免除することができる範囲） 第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十四項</u>に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）新旧対照表
 （第十一条関係）

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十五項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十<u>二項</u>に規定する自立訓練、同条第十<u>三項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十六項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十<u>三項</u>に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）新旧対照表
 （第十二条関係）

改正案		現行	
別表第一（略）	別表第一（略）	別表第一（略）	別表第一（略）
(一)～(五)	(一)～(五)	(一)～(五)	(一)～(五)
(六)	(六)	(六)	(六)
イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十五項に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短
ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短

（傍線部分は改正部分）

(七) (二十)	<p>期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項若しくは第十二項から第十五項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
(七) (二十)	<p>期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>

○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）新旧対照表

（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条</u>第十<u>一</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条</u>第十二項に規定する自立訓練、<u>同条</u>第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九（略）</p>	<p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条</u>第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条</u>第七項に規定する生活介護、<u>同条</u>第十三項に規定する自立訓練、<u>同条</u>第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九（略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）新旧対照表
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十二項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十三項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十四項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六（略）</p>	<p>（学校の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六（略）</p>

○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第二百二十五号）新旧対照表
 （第十三条関係）

改正案	現行
<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十二項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十三項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）新旧対照表
 （第十三条関係）

改正案	現行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設又は同条<u>第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十二項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十三項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設又は同条<u>第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百五十五号）新旧対照表
 （第十三条関係）

改正案	現行
<p>（学校等に類する建築物）</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十二項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十三項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（学校等に類する建築物）</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）新旧対照表
 （第十四条関係）

改正案	現行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）新旧対照表
 （第十四条関係）

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等） 第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十一項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>リ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等） 第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業</p> <p>リ （略）</p> <p>五～八 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）新旧対照表
 （第十五条関係）

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五〜二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五〜二十三 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>

十五
〽
二十四
(略)

十五
〽
二十四
(略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十四 （略）</p>

○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）新旧対照表
 （第十六条関係）

改正案	現行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>四の二 （略）</p> <p>四の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同条第二十五項の地域活動支援センター及び同条第二十六項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>五～八 （略）</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>四の二 （略）</p> <p>四の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同条第二十六項の地域活動支援センター及び同条第二十七項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>五～八 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）新旧対照表
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八（略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八（略）</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）新旧対照表
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十九条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により</p>	<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十九条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により</p>

都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援又は同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）（ことに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2
(略)
一・二 (略)

都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）（ことに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2
(略)
一・二 (略)

○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）新旧対照表
 （第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）</p> <p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十一項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三條の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七条及び第四十三條の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七条第二号イ中「指定障害福祉サービス等（法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障</p>	<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）</p> <p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十二項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三條の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七条及び第四十三條の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七条第二号イ中「指定障害福祉サービス等（法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障</p>

害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等（法第十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2・3（略）

附則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の三に規定する政令で定める額について適用する。

害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等（法第十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2・3（略）

附則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>二・三（略）</p> <p>（制限用途）</p> <p>第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身</p>	<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>二・三（略）</p> <p>（制限用途）</p> <p>第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身</p>

障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二・三（略）

障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二・三（略）

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）新旧対照表
 （第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（精神・障害保健課の所掌事務） 第百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の認定に関すること。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（精神・障害保健課の所掌事務） 第百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分の認定に関すること。</p> <p>三・四 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）